

追加対応策のご連絡

去る2月28日から適用開始した、当社の新型コロナウイルスに関する対応策に、その後の政府から発表された更なる感染拡大防止策を踏まえ、下記の追加対応策を当社として講ずるべきと判断しました。従前の対応策も含め周知徹底を図り、自身の衛生管理と、家族・社内・お取引先様ほか関係各所への被害予防と拡大防止のためできる対策を確実に実施するとともに、こうした衛生への取り組みを可能とするための環境・体制づくりにも全社をあげて努めてください。

① 出社前の検温と報告義務

従前の対応策で周知済みの「37.5度以上の発熱のあるときは、直ちに所属上長へ連絡の上、会社を休み自宅療養すること」に加え、毎日出社前に自宅での検温を実施し、出社時管理者または点呼者へ計測した同日の体温を自己申告してもらうことをルールとします。

② 小学校等の臨時休校に伴う保護者の特別休暇の付与について

政府の新型コロナウイルス感染拡大防止策として、全国すべての小・中学校等に春休みに入るまでの間、臨時休校を行うよう各自治体の要請があったことは周知のとおりです。

当社の社員でも、子供が急に学校が休校になったことにより、預け先選定の苦慮や子供の世話ができない等の事案が発生していることを重く受け止め、会社として休校中の子供の世話をしなければならない場合で、やむ得なく会社を休む場合に限り、通常の年次有給休暇とは別に特別有給休暇を付与することにしました。